

機関番号：10101
 研究種目：若手研究(B)
 研究期間：2009～2010
 課題番号：21730003
 研究課題名（和文） 米国連邦行政規制による州不法行為法の専占——製品安全規制・金融取引規制を中心に
 研究課題名（英文） U.S. Federal Regulatory Preemption upon State Tort Claims in Areas of Product Safety and Financial Transaction.
 研究代表者
 会澤 恒 (AIZAWA HISASHI)
 北海道大学・大学院法学研究科・准教授
 研究者番号：70322782

研究成果の概要（和文）：米国における連邦行政規制と州不法行為法との相克という現象は〈不法行為改革〉の一部をなす。〈改革〉推進派は複数の法形成フォーラムを切り替えつつ、そのアジェンダを推進している。だがこのことから、〈改革〉手法の間で緊張関係をはらむ場合があり得ることも見出された。アカデミックには、複数の法形成フォーラムから適切なものを選択する政策問題として定式化されるが、このこと自体が、不法行為法の第一義的な関心が抑止にあるということ（再）確認しており、損害填補に対する関心が低下していると評価し得る。

研究成果の概要（英文）：Preemption of state tort cause of action by federal regulation is recognized as part of “tort reform” measures. “Reformers” pursue their agenda by switching more than one law-making forum; but such strategy may well bring tension among “reform” measures. Academically, the question is formulized as one of institutional choice, and such formulation itself (re-)confirms that the primary concern of American tort law lies in deterrence and the interest in compensation has been decreased.

交付決定額

（金額単位：円）

	直接経費	間接経費	合計
2009年度	1,400,000	420,000	1,820,000
2010年度	1,100,000	330,000	1,430,000
年度			
年度			
年度			
総計	2,500,000	750,000	3,250,000

研究分野：社会科学

科研費の分科・細目：法学・基礎法学

キーワード：アメリカ合衆国、連邦制、専占、不法行為法、不法行為改革、行政規制、抑止、損害填補

1. 研究開始当初の背景

食品や医療器具といった製造物の危険性が認識されたり、複雑な金融取引の適切さに疑問が呈されたりすると、我が国と同様に米国でも行政機関による規制が実効的であったかに注目が集まる。他方、不法行為法は現実の被害者に対して補償を提供するもので

あるが、同時に注意義務の水準や製品の欠陥の有無という形で被告の行為の基準を定立する機能も有する。連邦法と不法行為法の根拠である州法とが競合していると判断されると後者の適用が排除され、事実上、被告は連邦行政規制を遵守さえしていれば不法行為法上の責任を免れることになる。これは、実際の訴訟においては関連する連邦法・州法

の個別的な解釈問題として定式化されるが、このような形での州不法行為法の専占について明示的に検討されるようになったのは1990年代以降の比較的最近の現象であり、現在の米国の不法行為法及び連邦制をめぐる議論の主要な争点の一つとなっている。かかる効果を狙い、潜在的被告たる企業やその業界団体が連邦政府による規制をむしろ求めて政治活動を行うという状況も報告されている。

研究代表者によるそれまでの2つの領域に関わる研究を背景として本研究課題は構想された。第一に研究代表者は、米国懲罰的賠償制度の近時の動向を整理・検討し、連邦司法部が、憲法上のデュー・プロセス条項に基づいて、懲罰的賠償の利用の質・量(額)双方への制限という形で州不法行為法への介入を拡大している動向について分析し、この作業を通じて私人による法の実現に対する制約が生じつつある状況を指摘した。第二に、連邦制の問題一般についても研究の蓄積をしてきた。特に著作権法との関係で、連邦著作権法をかいくぐる形で州が自らの政策実行を追求していることを指摘し、また企業が自らに有利な取引を州法たる契約法に依拠して確保している状況について検討してきた。本研究の対象も同様に、連邦制を背景とした法変動のダイナミクスと、企業がそれを利用することによって自らに有利な法形成を実現してきたことという要素を共有している。

2. 研究の目的

本研究の対象とする連邦行政規制と州不法行為法の相克という問題領域においては3つの対抗軸が重なり合っており、それぞれにおける洞察を獲得することを目的とした。第一に、連邦 vs 州の軸における連邦制の構造の解明である。連邦行政規制による州不法行為法の専占が認められると、具体的な帰結としては原告による賠償請求等が妨げられることになる。しかし、この帰結が如何なる法的構造によって導かれるかについては実は米国においても十分に解明されているとは言えず、これを明らかにすることが第一の課題である。第二に、行政部門 vs 私人による司法利用という軸を通じた、効果的法執行のための機能分担への視座である。行政機関の主導による規制と司法部を舞台とする私人による法実現とはそれぞれ一長一短を有しており、両者を如何に組み合わせることで最も効果的な法執行が可能となるかが問題となる。第三に、制定法 vs コモン・ローの軸に表われる、法形成・法発展の回路の複数性とそれがもたらすダイナミクスを理解することである。これらの競合と協働のあり方を

分析することにより、予見可能性と柔軟性とを兼ね備えた法発展のあり方への視座を得ることを目指した。

3. 研究の方法

本研究は、連邦行政規制と州民事責任法との競合・協働を、連邦対州の軸、法執行における行政機関対私人による司法利用の軸、法形成における制定法型対コモン・ロー型の軸という、3つの軸に沿って分析を加えた。その際、具体的な政策領域としては、現在のアクチュアルな重要性及び事例の蓄積という理由から、(a)製品安全規制と(b)リテール金融取引規制を採り上げることとした。また、分析の際の視角として(i)機能面への着目と(ii)歴史的コンテキストへの定位という2つの視座を特に重視した。

主として文献研究によったが、判決テキストや学術文献のみならず、〈改革〉運動(後述)に関与する業界団体等によるプレスリリース等も基礎資料とした。また、内外の研究者のみならず実務家を含む研究会に参加して意見を交換し、実務的関心事項を摂取する機会を得た。

4. 研究成果

(1) 法形成フォーラムの並立とその相克

歴史的コンテキストへの定位という分析視角からすると、連邦法の州法に対する優越の原則は長く確立しているにもかかわらず、連邦行政規制による州不法行為法の専占という法現象は、1990年代以降と比較的最近に前景化した現象である。これは、民事責任を拡張する基調にあった、それまでの戦後の不法行為法のトレンドに対する反撃として、1970年代後半から出現し80年代中盤には全面化した〈不法行為改革 tort reform〉運動の一部として位置付けることができる。〈改革〉の推進派(潜在的被告たるビジネス界を中心とする)と反対派(原告側弁護士を中心とする)はそれぞれ、自らに有利なフォーラムを求め、仮にあるフォーラムで敗れたとしてもそれを覆すべく他のフォーラムへと軸足を移すという形で、複数の法形成フォーラムを切り替えつつ、そのアジェンダを推進していった。州レベルでの〈改革〉に対し、あるいはそれに加えて、新しく案出された責任制限のための防御手法が、連邦法を以て(伝統的に州法事項である)不法行為訴訟へ掣肘を加えるという手法であった。さらに、連邦議会での専占効の実現が困難であるとなると、〈改革〉推進派は共和党ブッシュ政権下、政府限りで対応可能な行政規則の改正によりこれを実現するようになったとも指摘されている。

だがこのような過程を経由することが、〈改革〉手法の間に緊張関係をもたらす場合があり得ることも見出された。医薬品や医療器具について連邦行政規制の遵守がこれらの製品の製造物責任を専占するかという論点につき、問題となっている規制立法や行政規則の文言や策定の経緯により、裁判所の判断は分かれている。例えば、2008年の *Riegel v. Medtronic, Inc.* 連邦最高裁判決 (552 U.S. 312) は、医療器具 (カテーテル) が連邦食品・薬品・化粧品法の下での食品・薬品局 (FDA) による最も厳しい認可手続を経て市場に供給されたという事情がある事件において、爆発的な製造物責任訴訟を伴う医療器具事故への対応としてこの手続が導入されたという経緯も指摘して、専占効を認めて製造物責任訴訟を排除した。他方、翌年の *Wyeth v. Levine* 判決 (555 U.S. 555 (2009)) では、警告上の欠陥に基づく医薬品の製造物責任訴訟につき、問題の医薬品の添付文書は事前に FDA の認可を受けていたにもかかわらず、メーカーは事後的に発見された問題点を文書に追加することが認められているし、連邦食品・薬品・化粧品法の目的は消費者の保護であって故により強力な警告を要求することとなる州法上の請求も認められるとした。このように、同じ法律に基づいても医療器具と医薬品とで裁判所の結論が分かれたことから、医薬品メーカー等は専占効を明示するよう議会等に働きかけている。しかし、医薬品等は多くの場合、医師による処方を通じて使用される。専占効が生ずることによって医薬品 (や医療器具) のメーカーは製造物責任を免れるかも知れないが、被害を被った患者は処方した医師に対して (〈改革〉の主要アジェンダの一つである) 医療過誤訴訟を提起することとなり、その増大を招くかも知れない、と指摘されている。

(2) 〈抑止〉としての不法行為法の意義の (再) 確認と〈損害填補〉への関心の低下

こうした、専占効を追求する近時の動向は、もっぱら賠償責任を限定しようとの企業等の動機に基づいており、実際の規制が効果的になるような方向には必ずしも向けられていない、とも批判されている。

アカデミックにはこの問題は、複数の法形成フォーラムが並立している状況において、適切な政策フォーラムはどこか、という制度選択をめぐる政策問題として問いが定式化される。これにつき、行政機関は専門的知見を有する一方、規制対象に捕らわれたり (agency capture)、政治的動向に従属したりする虞がある一方、司法部はこれとは異なる特徴を有する。そこで、後者は前者が目的達成のために真にその専門性を発揮しているかをチェックするという形で審査を加える

ことで適切な協働が可能であると提言されており、実際の判例もこのラインに沿って理解することが可能である。

より興味深い点として、このように制度選択の問題として問いが定式化されるということ自体、その前提として、行政規制と民事訴訟を通じて実現される不法行為法の目的が連続し、ないしは同質であると米国では考えられていることを指摘した。すなわち、後者・米国不法行為法の第一義的な目的が事故の〈抑止〉にあるということが (再) 確認されることとなる。裏を返すと、一連の議論を通じて、損害填補に対する関心が低下していると評価し得る。

但し、補償に対する関心が失われているわけではなく、むしろそのことからさらなる捻りがもたらされている。すなわち、〈改革〉推進派は専占効を求めて連邦議会等に働きかけているわけであるが、その実現のためのパッケージとして、連邦レベルでの (無過失) 補償スキームが同時に提言されることがある。米国では一般に政治的に〈保守〉の陣営に属する勢力は連邦政府の増大を好まないが、ことこの論点に関してはかかる一般論が当てはまっていない。

(3) 〈政策〉及び多様な専門知と〈法学〉

さらに、以上のように法律問題の検討に際して政策判断が前面化／全面化することが、(米国における) 法律家及び〈法学〉のあり方に固有の特徴を刻むことも指摘した。すなわち法律家は固有の法律問題に引きこもることはできず、経済学や工学を初めとする多様な専門知に開かれていなければならない。米国では〈法〉システム自体が他のシステムに開かれており、自律性が弱いことを強調した。この点は典型的にはロースクールの教員のキャリアに現れている。本研究の焦点である連邦の行政当局で実際の政策経験にあたった経験と問題関心を有する法律家がしばしば、(特にトップクラスの) ロースクールの教員として研究・教育に当たっている。政策形成的要素を含むポジションは新人法曹の就職先としての人気も高く、政策分析的思考／志向を有する法律家の養成について、ポジティブ・フィードバックが生じている。

(4) 残された課題・さらなる研究アジェンダ

以上のような成果に対し、期間中には十分に明らかにできず、さらに検討すべき事項も見出された。第一に、〈不法行為改革〉運動のさらなる背景事情についてである。なぜ、潜在的被告たるビジネス界が 1980 年代以降という時期にその立場を強化する運動を組織することができたのかという問いである。この点、仮説的には、戦後一貫して数を増大させていた弁護士が、当初原告側に立って事

件を提起したことから民事責任を拡張するトレンドが形成されたが、これが飽和し法曹が被告の側にも流入するようになって、諸々の革新的な防御戦術が案出・展開されるようになった、との見通しを有している。しかし、本当にそう言えるか、そう言えるとしてどの程度かについては現時点では十分に実証できていない。

第二に、〈抑止〉を軸とする不法行為法理解の歴史的位相についてである。現時点においてそのような理解が中心的地位を占めていることは確かであるが、歴史的に見て常にそう言えるのか、むしろ〈改革〉に先立つ時期においては〈損害填補〉への関心が重要性を有していたと言えるのではないか、そうだとすればその変遷の理由は何か、という問いである。

第三に、本研究の見解に対し、法をめぐる議論の政治性・〈政策〉性を強調することにより、〈法〉固有の価値がどのようなものであるか曖昧になってしまっているのではないかと指摘された。確かに、本研究では米国における「法」をめぐる事象を広めにとって検討の対象としたが、結果として〈法〉の世界が〈政治〉の世界と連続した認識を持つこととなった。しかし他方、関係アクターがその争論を他の回路ではなく「法」の枠組に乗せて取り扱って／取り扱おうとしていることも確かであり、そうだとすると果たして〈法〉システム（そしてそれを動作させる〈法律家〉〈法学〉）固有の意義の如何（直接には現代米国において、より広くは一般的に）というのはさらなる検討に値する。

5. 主な発表論文等

（研究代表者、研究分担者及び連携研究者には下線）

〔雑誌論文〕（計1件）

- ① 会沢恒「〈効率性〉は、如何なる意味で〈法的〉か」新世代法政策学研究6号349～367頁（2010年）（査読なし）

〔学会発表〕（計3件）

- ① 会沢恒「Politics of Tort Reform」2010年日米法学会総会シンポジウム「アメリカ不法行為法の展開」（2011年9月12日、明治大学、コーディネータ兼務）（アメリカ法2011-1号（2011年）に「〈不法行為改革〉のポリティクス」として掲載予定）
- ② 会沢恒「法をめぐる言説と法形成過程——現代アメリカを参照して」基礎法学系学会連合第4回基礎法学総合シンポジウム「実定法学の基礎法学」（2010年7月10日、日本学術会議講堂）（法律時報1033号94～99頁（2011年）に掲載）

- ③ 会沢恒「懲罰的賠償の現在：企画の趣旨、アメリカ」比較法学会第73回総会ミニ・シンポジウムA（2010年6月5日、愛媛大学、企画責任者兼務）（比較法研究72号（2011年）に掲載予定）

〔その他〕

ホームページ等

<http://www.juris.hokudai.ac.jp/gcoe/journal/lpg.html>

6. 研究組織

(1)研究代表者

会沢 恒 (AIZAWA HISASHI)

北海道大学・大学院法学研究科・准教授

研究者番号：70322782

(2)研究分担者 なし

(3)連携研究者 なし